

## 中小企業施策に関する重点要望

平成22年7月8日  
東京商工会議所

わが国経済は、着実に持ち直しの動きが続いているが、景気回復の自律性はまだ乏しく、また欧州を中心とした海外景気の下振れ懸念、金融資本市場の変動やデフレの影響など、景気を下押しするリスクが存在していることや、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。当会議所が東京23区内の中小企業を対象に実施した「東商けいきょう（平成22年4-6月期）」では、業況DI（全業種）は前年同期比で5期連続マイナス幅が縮小しており、製造業を中心に着実な改善が続いている様子が伺える。しかし、多くの中小企業経営者からは、景気回復を実感するには程遠いという声が数多く寄せられており、中小企業を取り巻く経営環境は依然として先行きが不透明な状況が続いている。

政府は先日、7つの成長分野の具体策と21の国家戦略プロジェクトを盛り込んだ『新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～』を発表した。同戦略は、官民を挙げて「強い経済」の実現を図り、2020年度までの年平均で、名目3%、実質2%を上回る経済成長を目指すとしている。その中で企業数の99.7%、従業者数の約7割を占め、雇用創出や地域活性化、消費支出の増大に極めて重要な役割を果たしている中小企業の活性化の視点がデフレ脱却と持続的な経済成長への鍵を握る。

そこで、次にあげる中小企業の4つの挑戦に対し支援をお願いしたい。当会議所が本年2月に実施した「中小企業の経営課題に関するアンケート」で、直面している経営上の問題点では「需要の低迷」（63.4%）の回答が最も多く、①「成長産業・新事業への進出」によって国内の需要を喚起させる必要がある。しかし、国内の需要だけでは、限界があることから、②「海外展開の推進」を図ることにより、好調なアジアや新興国の需要を取り込まなければならない。また、中小企業は新製品開発等への意欲が高いものの、開発リスクをとって、多額の投資を行う資金力に乏しい。政府が掲げる「科学・技術立国戦略」において、③「ものづくりの強化」の視点を明確にしていきたい。そして商店街の活性化、経済波及効果の高い観光振興など④「地域経済の活力向上」に資する施策を積極的に講じていきたい。更に上記4つの挑戦を支える経営基盤に対する支援の強化もお願いしたい。

平成22年度の中小企業関係予算は1,911億円と昨年度から21億円の増額となったが、同関係予算から金融対策予算（929億円）を除いた額は982億円である。資金繰り等金融対策に関しては充分なご配慮をいただき感謝申し上げるところではあるが、金融対策以外の真に効果が高い施策の予算も大幅に増額することが必要であると考えます。

当会議所としては、現場の声を集約した4点の中小企業対策を中心に下記事項の実現を政府にお願いするとともに、政府や関係機関との連携を密にし、従来にも増して、中小企業の経営支援に尽力する所存である。

## 中小企業の活性化に資する4つの挑戦

### I. 【成長産業・新事業への進出】

#### 1. 成長分野における中小企業の市場獲得への支援

##### (1) 市場獲得に必要な規制・制度の改革

新成長戦略で新たな需要の創出が計画されている環境・エネルギー、医療・介護・健康、観光などの成長分野で中小企業が市場を獲得していくためにも、例えば、環境や高齢社会に対応した建築物の容積率緩和、特別養護老人ホームへの民間参入拡大など、関連する規制・制度の改革を進めていただきたい。

##### (2) 市場獲得に必要な施策の創設・拡充

成長分野における市場獲得には高度かつ革新的な技術やサービスが必要とされるケースが多い。そのため、中小企業の技術力・サービス力への強化に対する支援およびその事業化への支援が重要となることから、以下の施策の拡充をお願いしたい。

- ① 中小企業が成長分野での新サービスを開発するために必要な支援策の創設
- ② 農商工連携、地域資源活用、新連携など、専門技術を有する複数の中小企業で構成する中小企業グループに対し、共同開発から販路開拓まで支援する制度や、S B I R制度（※）等の拡充
- ③ I T、環境関連などのインフラ整備に関する中小企業の受注機会の増大を図る措置

※S B I R制度：関係省庁が連携して中小企業者などの研究開発から事業化までを一貫して支援する制度

#### 中小企業の共同開発事業事例

中小企業グループAは中小企業10社からなる共同事業体。航空機関連産業の部品市場に企業グループで進出。機械加工、板金、熱処理、表面処理、各工程でトップクラスの技術を有する企業グループがPMA部品（米国政府公認の交換用部品）一貫生産体制構築に取り組み、約50兆円の市場規模がある世界航空機産業への参入を目指している。（参考：東京都HP）

#### 大手企業・地域との協力で成長分野への進出事例

風力発電事業N社（平成11年）は、風力発電の開発・設置・運営までのワンストップサービスを展開するベンチャー企業。創業者が大手商社勤務時代に培った人脈を活かした有力発電メーカーなど大手企業との連携、あるいは、発電所地域で事業会社を設立する地域参加型のビジネスモデルなど、外部との協力体制により、事業を展開している。創業4年で東証マザーズ上場を果たした。

## 2. 創業支援の拡充

### (1) 創業促進への支援強化

廃業率（6.2%・2006年）が開業率（5.1%・同）を上回り、事業所数の減少が深刻な中、創業への支援は、雇用の拡大および日本経済の活力増進に大きな効果がある。当会議所においては、平成22年6月開催の創業塾は申し込みが約120名を超えるなどニーズは高く、かねてより申し上げているところであるが、支援拡充の必要性を感じている。まずは、平成23年度の開業率の2%上昇を目標に創業促進に向けた以下の支援を強化していただきたい。

- ①財務・法務・税務など経営全般に関わる知識の提供、事業計画・経営戦略の立案および作成支援、資金調達支援、登記等創業手続きの支援など、創業へのあらゆる相談に対応した創業支援拠点の設立
- ②担保・保証人の必要要件や、必要事業資金の一定割合が自己資金でなければならないなどの創業融資制度の要件緩和
- ③創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税の非課税枠の創設、エンジェル税制の利用が促進されるような要件緩和など、創業に係る税制の支援

#### 当会議所の取組

〈東商創業支援〉・創業塾：平成21年度 計3回実施 244名参加  
・創業ゼミナール：平成15年11月から開講し、平成22年3月末現在27回開催/延べ参加者数492名  
/延べ卒業生数358名/開業者数（H22/3現在）143名/開業率（開業者数/卒業生数）40%  
〈創業支援融資保証制度〉平成21年度実績：提携金融機関による融資実行は17件（116百万円）

### (2) 創業後の継続的な支援拡充

創業後に継続的な支援を行うことは、廃業率低下および創業リスクの軽減効果が期待できることから、以下の支援をお願いしたい。

- ①支援機関による継続的できめ細やかなフォローアップ体制の拡充
- ②アリーステージにある創業企業が継続・反復的に利用可能な短期資金などの創業融資制度の強化
- ③ベンチャーフェアのような販路開拓支援の拡充
- ④ものづくり設備を有するインキュベーション施設の増設
- ⑤創業後5年間に生じた欠損金の繰越控除期間（現行7年間）の無期限化

#### 施策を利用した創業事例

IT事業者I社（平成16年） QRコードのオリジナルデザインを制作・販売。ビジネス交流会で知り合った2名で起業し、当会議所の創業ゼミナール、雇用・能力開発機構、東京都中小企業振興公社が行う創業セミナーに参加。創業後も、地方自治体が運営するインキュベーション施設への入居、ベンチャーフェアなど公的な施策を積極的に利用し、同社商品導入企業が500社を超えるなど安定的に事業拡大している。東京都ベンチャー技術大賞特別賞他を各賞受賞。

### 3. 新事業進出への支援拡充

取引先の減少や価格競争による採算悪化から、既存の事業だけでは業績低迷から脱却できず、新たな需要を取り込むため新分野への事業展開に挑戦する企業に以下の支援をお願いしたい。

- ①金利の減免、既存融資枠からの拡大など第二創業向けの融資制度の拡充
- ②新事業への業態選定から販路開拓まで、一貫した支援体制の拡充
- ③経営革新の更なる推進と経営革新計画承認先への支援措置の拡充

## II. 【海外展開の推進】

### 1. 海外に進出する中小企業への輸出入等に関する支援

好調なアジアを中心とした需要を取り込むためには、輸出等による海外展開の促進が必要である。しかし、中小企業がそれらを単独で展開するにはリスクが高く、様々な障壁がある。当会議所の海外展開相談窓口にも、「貿易を開始したいが実務について相談窓口が解らない」、「自社製品をどの国にどのように販売したら良いか解らない」といった相談が多く寄せられている。海外へ進出する中小企業のためにも以下の支援を拡充されたい。

- ①国内専門アドバイザーによる相談体制の充実
- ②JETRO、中小企業基盤整備機構、及び当会議所が連携をとりつつ、それぞれの特徴を活かした中小企業の相談業務の実施に対する支援。中小企業の海外展開をより効果的に支援するために、共催で実施する関連セミナーや商談会などについての支援
- ③貿易実務者を養成する講習会の開催に関する支援
- ④海外で直接投資を行う際、進出候補地に詳しい、公的機関からの専門アドバイザーの紹介や、経費補助についての支援

#### 当会議所における海外展開支援相談事例

都内A社は、キャラクターの着ぐるみ・フィギュア等の製作を行っており、年商3億円（前年比20%増）。国内好調ではあるが、海外展開を計画。東商で、貿易業務等の相談及び以下の海外展開戦略の立案支援。

・多言語ホームページ作成のため、専門家を派遣。・展示会出展、販促・PR等について支援継続中。今後はトレーダー、コンサルタント、その他経験豊かな人材を擁する、新現役人材マッチング事業を活用する予定

### 2. 海外の展示会出展支援

中小企業は、海外に自社の製品・サービスを売り込むために必要な情報、人材、手法・ノウハウが乏しく、時間・コストの負担も困難である。一方で展示会への出展、とりわけ業種分野別の専門展示会は、多くのバイヤーが集まることから、中小企業でも効率的に自社製品・サービスの情報発信が可能となる。しかし、海外の専門展示会の出展には、多額の費用がかかるのが実情であり、官民一体となった海外展開支援が必要であることから、以下について支援されたい。

- ①海外で開催される業種分野別の専門展示会の情報収集・提供の強化
- ②海外展示会出展費用の助成
- ③出展の相談から商談・販路開拓までをワンストップで行える支援策の構築

### 海外展示会出展事例

ヨーロッパ・アジアでの展示会出展費用例

- ① ヨーロッパ 合計 750 万円 内訳 出展料（小間代、20 m<sup>2</sup>）：100 万円、輸送費：350 万円、  
装飾・電気工事費：200 万円、出張費：100 万円
- ② アジア 合計 375 万円 内訳 出展料（小間代、20 m<sup>2</sup>）：50 万円、輸送費：200 万円、  
装飾・電気工事費：50 万円、出張費：75 万円

### 3. 東アジアにおける包括的経済連携の実現

近年、中国をはじめ東アジア地域への中小企業の海外展開が増加しているが、海外ビジネスにおける中小企業の事業環境を整備する上で、同地域との経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）の締結が効果的である。特に、貿易・投資により、わが国との相互依存関係が深化している同地域とのEPA/FTAの締結は、関税の減免、各種規制の撤廃・透明化などを通じて、中小企業に大きなメリットをもたらす。中国、韓国を含めた東アジア地域における包括的な経済連携協定や自由貿易協定の交渉を推進されたい。

### 4. 工業規格等の認証取得、特許取得等に関する支援

#### (1) 輸出先国の工業規格、及び安全基準に対する補助制度の創設

多品種少量生産を行っている中小企業にとって、輸出先国の工業規格（EUにおけるCEマークなど）、あるいは国によっては、安全基準等の審査などに関連する費用が大きな負担となっていることから、補助制度の創設をお願いしたい。

#### 工業規格取得費用事例

工業規格の取得、及び安全基準に関わる費用例

- ・ コンサルタントを利用し、ヨーロッパで標準規格の取得を行う。費用は1件当たり300万円程度。
- ・ 中国に輸出する際に、安全基準に関わる監査が行われた。費用は100万円程度。

#### (2) 外国特許等の取得・知的財産権保護に関する助成

複数の国との取引を有する企業においては、それぞれの国において特許の取得をしなければならず、その取得・維持の費用は多額となるケースも多い。外国特許取得・維持費用についての助成の拡充をお願いしたい。また、模倣品による知的財産権の侵害をうける事例も散見され、訴訟費用の負担も大きいことから、知的財産権の保護に関する支援の拡充も検討されたい。

#### 特許関連事情・知財関連費用事例

外国で特許1件を取得するために必要なおおよそのコスト

- ・ バリ条約に基づき優先権を主張して各国に外国出願する場合  
⇒ 全体費用 131万円（うち翻訳費 35万円）
- ・ 特許協力条約（PCT）に国際出願を利用して出願する場合  
⇒ 全体費用 109万円（うち翻訳費 26万円）

出典：平成19年度産業財産権制度各国比較調査研究報告書（「新ルート実現に向けた制度・運用の調査研究報告書」）（2008年3月、社団法人 日本国際知的財産保護協会）に基づき作成

### Ⅲ. 【ものづくりの強化】

#### 1. 新製品開発に関する支援制度の拡充

わが国のものづくりが高い国際競争力を維持していくためには、中小企業の絶え間ない技術革新が不可欠である。しかし近年、中小企業の資金繰りは厳しい状況が続いており、リスクを伴う新製品開発が難しい状況にある。実際、平成21年度の「ものづくり中小企業製品開発等支援補助金」では、昨年度補正予算の573億円で2,282件採択されたが、採択数の5.3倍である12,224件の応募があるなど、新製品開発への助成に対する期待は大きい。中小製造業が生み出す付加価値額は、約55兆円であり、製造業の全産業への波及効果は、非製造業に比べて5割近く高く、新製品開発への支援は高い費用対効果が見込まれる。「戦略的基盤技術高度化支援事業」等、新製品開発関連の予算の大幅増額と申請手続きの簡素化などにより、中小企業の新製品開発への支援をお願いしたい。

#### 2. 産学連携推進のための環境整備

国の新成長戦略においても明記されるなど、従来にも増して産学連携は重要視されているところである。しかし、大学等と企業の共同研究件数全体に占める中小企業の割合は2割程度と、中小企業の産学連携は進んでいないのが現状である。また、従来の取引先を除く共同研究・開発の相手先として「大学等の研究機関」と回答した企業は、大企業62.5%、中小企業39.5%と大きな開きがあり、中小企業にとって大学等との連携は敷居が高いと感じている可能性もあるため、以下の支援をお願いしたい。

- ① 中小企業の産学連携に強いコーディネータの確保・育成によるマッチング支援
- ② 「地域イノベーション創出研究開発事業」等、共同研究実施のための予算増額

#### 産学連携による製品開発

株式会社Sは自社の強みである分光測定技術を応用し、独立行政法人産業技術総合研究所と共同で、従来よりも高性能な太陽電池の性能評価装置の開発を独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からの委託研究として実施し、完成させた。

#### 3. 生産性向上のための支援

ものづくり企業の生産性向上には、製造現場での継続的な改善活動が効果的であることから、改善プログラム導入の支援をお願いしたい。また、生産性の維持向上のためには設備投資が欠かせないが、平成21年度の中小製造業の設備投資は調査開始以来最大の下げ幅である前年度実績比37.1%減と、実態は大変厳しいものであるため、「小規模企業設備資金貸付制度」「小規模企業設備貸与制度」の拡充による設備導入支援をお願いしたい。

## IV. 【地域経済の活力向上】

### 1. 商店街の活性化・環境整備の予算拡充

東京の小売業の事業所数は、平成19年「商業統計調査報告書」によると、平成16年調査と比較し11,518事業所の減少となっている（▲10.1%）。この間の開廃業等の割合をみると、開業22.3%に対し、廃業は30.2%、継続は77.7%となっており、商店街の活性化にはまず、事業継続と開業に対する支援が重要と考える。また、平成19年度「東京都商店街実態調査報告書」によると、商店街が今後取り組んでいきたいとする事業はイベント事業（30.8%）、都や区市町村の支援への要望は補助金の維持・増額等（21.0%）が最も多いことから以下について要望する。

- ① 商店街活性化支援事業計画について全国で45件認定（平成22年6月時点）されたが、より多く認定されるよう、広報活動と計画策定への支援強化
- ② 商店街活性化に資する中小商業活力向上事業の予算拡充
- ③ 全国商店街支援センターの研修事業、支援パートナー派遣事業等による個店の経営力向上、起業、マーケティング、新分野進出等の支援強化
- ④ 地域のにぎわいを創出する施設等、ハード面の整備への支援拡充

### 2. 国際競争力の高い魅力ある観光地づくりの推進

国の新成長戦略では2020年初めまでに、訪日外国人を2,500万人に増加させる方針を打ち出している。都内商店街では、地域コミュニティの活性化と観光客の利便性を向上するため、地域が主体的に観光拠点を整備する活動が増加している。地域の主体的な観光拠点の整備および訪日外国人の利便性向上に向けて以下の支援をお願いしたい。

- ①地域の観光拠点化に向け、地域が主体的かつ継続性のある取り組みを行えるよう、人件費を含めた事業運営資金の補助
- ②訪日外国人の利便性向上の観点から観光案内所の増設と、多言語対応コールセンターの設置および公共交通機関や観光施設における標識の統一化などのインフラ整備、その他、煩雑である免税手続きの簡素化
- ③MICE（※）振興に向けた取り組みの推進

※MICE：Meeting（企業等の会議）、Incentive Travel（報酬・研修旅行）、Convention（国際機関・団体、学会等が行う国際会議）、Event/Exhibition（イベント、展示会・見本市）の頭文字のこと

## 4つの挑戦を支える経営基盤に対する支援

### I. 【人 材】

#### 1. ものづくり人材の育成

科学・技術立国戦略を支える人材を戦略的に育成していくという視点により初等教育から大学・社会人教育まで総合的な教育システムの改革を推進していくことが不可欠であり、以下の支援をお願いしたい。

- ①義務教育課程における理数系教育の充実
- ②就業訓練、実習科目の充実など工業高校の魅力向上
- ③工業高校と工業高等専門学校との接続等による実践的教育機能の拡充
- ④工業高等専門学校の増設
- ⑤日本版デュアルシステム（※）の推進

※日本版デュアルシステム：「働きながら学ぶ、学びながら働く」ことにより若年者等を職業人に育てる新しい職業訓練システム。

#### 2. ワーク・ライフ・バランスの導入に対する支援

中小企業においては、人事労務の専任担当者を設置していないことも多く、また、育児休業中の代替要員の確保が難しいことなどから、ワーク・ライフ・バランスに関する以下の支援をお願いしたい。

- ①一般事業主行動計画の提出義務が一定規模の中小企業に拡大されることから、作成支援のためのアドバイザーの派遣強化
- ②育児休業中の代替要員確保を支援するため、「両立支援レベルアップ助成金」の増額
- ③ワーク・ライフ・バランスの導入に積極的に取り組む中小企業を評価・支援するため、低利の融資制度の創設や公共入札における加点評価などのインセンティブの導入

#### 3. 日本版 NVQ（※）の導入について

政府は新成長戦略において、『非正規労働者を含めた、社会全体に通ずる職業能力開発・評価制度を構築するため、現在の「ジョブ・カード制度」を「日本版 NVQ」へ発展させていく』としている。日本版 NVQ 創設にあたっては、雇用の約7割を担っている中小企業の声を反映し、実態に則した制度となるような検討をいただきたい。

※NVQ：英国で20年以上前から導入されている国民共通の職業能力評価制度。

#### 4. OB 人材と中小企業の橋渡しに関する支援拡充

中小企業においては、労働力の確保が重要となっている。当会議所が実施した経営課題アンケートでも、自社で今後重視する経営課題の事項で「人材確保・育成（41.0%）」の回答が多かった。専門分野の知識、技術を有する OB 人材を中小企業へ橋渡しすることは、有効であることから、当会議所でも行っている「新現役人材マッチング」事業の支援拡充をお願いしたい。



## II. 【金 融】

### 1. 中小企業の金融セーフティーネットの充実

景気対応緊急保証制度の創設やセーフティーネット貸付により、運転資金欠乏を原因とする倒産件数は減少し、金融支援の効果が現れている。しかし、現下の経済情勢の中、資金繰りの安定を訴える声も多い。また、平成22年6月18日に貸金業法が改正され、中小企業にとっては、少なからず影響を受ける恐れがある。金融セーフティーネットの充実のため、以下の支援をお願いしたい。

- ①平成23年3月末に期限を迎える景気対応緊急保証制度の期間延長
- ②資金繰り安定のため、景気対応緊急保証制度を含めた全般的な制度融資の一本化が図れるような、完済貸出等による借換対応
- ③急に必要となった短期資金に対応できる新しい融資制度の創設
- ④信用保証制度の機能が十分に発揮されるよう、日本政策金融公庫への出資金等の充実を含め、信用保険制度の強化を図られたい

### 2. 成長分野への融資制度の拡充

環境・健康・観光など成長分野への中小企業の取り組みについては、技術開発への投資や新事業への増加運転資金が必要になると考えられる。保証協会の保証限度額の拡充あるいは特別枠の設定など積極的な融資対応が行われるような融資制度の創設をお願いしたい。

### 3. 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の期限延長と要件緩和

当商工会議所においては、経営改善のための融資制度としてマル経融資を推進しており、平成21年度は貸付総額182億円（前年比約10%増）と利用も増加している。マル経融資の社会的意義に鑑み、本制度拡大のため、以下をお願いしたい。

- ①平成24年3月31日までとなっているマル経融資の取扱期間の延長
- ②平成23年3月31日までとなっている融資限度額・返済期間の拡充措置および、平成22年9月30日までとなっている設備資金の金利低減措置の期限延長
- ③ソフトウェア業の従業員数要件の5名以下から20名以下への変更

## III. 【情 報】

### 1. 中小企業のIT活用による生産性向上への支援

中小企業の多くは売り上げが低迷し、経費削減により経営を維持している。限られた経営資源の中で、ITを用いた生産効率の向上が急務であり、IT利活用への支援をお願いしたい。

- ①中小企業とITベンダーのマッチング支援および導入から活用までの一貫した支援など、ITコーディネータを活用した支援の推進
- ②多くの中小企業に幅広くITが導入されるような支援策の検討、及びIT導入にかかる費用についての助成金の創設

## IV. 【その他】

### 1. 事業承継・事業再生への支援

#### (1) 納税猶予制度の要件緩和・充実化

中小企業の事業継続は、わが国の成長戦略の観点から極めて重要である。事業承継税制は、本格的な活用を図る段階に入っており、事業承継のさらなる円滑化を促進する観点から、中小企業の実態やニーズに即した制度の充実を図る必要がある。雇用継続要件（8割）引き下げなど、要件の緩和・充実化をお願いしたい。

#### (2) M&Aの取引活性化につながる支援策の拡充

事業承継を望んでいる中小企業の半数以上は後継者が決まっていないなど、後継者問題は事業承継の障壁になっている。中小企業の専門的技術の移転や経済活性化の観点から、事業承継の一つの手法であるM&Aの取引活性化に向けた支援が必要である。特に、取引規模が数百万円から数千万円程度の小規模のM&A取引は、仲介会社を通さず、中小企業が交渉の当事者となっているため、支援の拡充が必要であることから以下の支援をお願いしたい。

- ①小規模M&A取引の成約・支援事例の研究と研究結果に基づいた支援ノウハウのマニュアル整備
- ②小規模M&A特別相談窓口の開設及び専門アドバイザーの人材バンクと派遣制度の構築

#### (3) 事業再生への金融支援

中小企業においては、高度・専門的技術力を有しているにもかかわらず、取引先の倒産等の理由で廃業に至るケースも少なくない。事業再生や再チャレンジへの支援として、以下をお願いしたい。

- ①再チャレンジ融資制度、再挑戦支援融資制度のPRや利用が促進されるような金融機関への指導
- ②中小企業応援センターや中小企業再生支援協議会の機能拡充による、事業面の再生指導強化

### 2. 下請・中小企業取引の適正化への支援

下請取引に限らず、中小企業においては値引き要請などが依然として強い。支払い期間の長期化に関する声も多く、例えば大企業への設備納入に際し、検収に長期間を要し、さらに支払い及び現金化についても長期化するケースもある。そのような不公正な取引方法が中小企業の資金繰り悪化および金融機関からの借入金増加の原因となっていることから、下請取引に限定しない中小企業取引の適正化に向けての支援として、下請かけこみ寺の相談機能拡充や指導強化をお願いしたい。

### 3. 国際競争力強化に不可欠なインフラ整備および物流円滑化の推進

物流が集中する首都圏においては、渋滞の発生などによる運送時間の増大がコスト要因となり物流業者の経営を圧迫していることから、コスト低減に資するインフラ整備の支援をお願いしたい。すなわち、物流円滑化と物流コストの根本的な低減を図るためには首都圏物流の根幹である三環状道路の早期着工・開通が不可欠であり、国際競争力強化の観点からも、空港や港湾と合わせたインフラ整備の一層の促進をお願いしたい。

- ①東京外かく環状道路をはじめとした首都圏三環状道路の建設促進
- ②羽田空港再拡張後のさらなる容量拡大・国際化、アクセス整備等の機能強化
- ③京浜港の国際コンテナ戦略港湾指定および重点投資、アクセス道路整備

### 4. 環境への取り組み支援

中小企業が生産性の向上や経営基盤の強化を図るには、省エネ・低炭素経営を促進することが極めて重要である。厳しい経営環境にある中小企業が省エネルギー化や温室効果ガスの排出削減に自主的に取り組むため、以下の支援をお願いしたい。

- ①エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の規模に関わらず、あらゆる企業を対象とした省エネ無料診断の提供
- ②中小企業自らが温室効果ガス排出の実態を把握するための動きに対する支援制度の大幅拡充
- ③省エネルギーや温室効果ガス削減に資する設備導入や新エネルギーの設備導入に対する優遇税制、補助制度の拡充
- ④エコポイント、住宅版エコポイント、エコカー減税の期間延長など消費拡大施策の拡充
- ⑤エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（※1）の恒久措置化
- ⑥国内排出削減量認証制度基盤整備事業（※2）と温室効果ガス排出削減支援事業（※3）の拡充
- ⑦低炭素経営の導入ノウハウを指導する人材育成支援
- ⑧中小企業の環境分野への新事業展開に対する専門家によるアドバイス等の支援
- ⑨温室効果ガス排出削減等に関する説明会等の開催への支援制度の創設

（※1） エネルギー需給構造改革推進投資促進税制：対象設備を直接購入し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に減価償却資産の特別償却又は税額控除ができる制度。ただし、税額控除の対象は中小企業者等のみ。

（※2） 国内排出削減量認証制度基盤整備事業（国内クレジット制度）：大企業の技術・資金等を提供して中小企業等が行った二酸化炭素の排出抑制のための取組による排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用する制度。

（※3） 温室効果ガス排出削減支援事業：省エネルギー効果が見込まれ、併せてCO<sub>2</sub>排出削減量の算出・方法論に関する計画を策定し、当該計画の実施により、新規の排出削減方法論の確立が見込まれる事業、もしくは既存の排出削減方法論の運用改善提案が示されている事業を予定し、省エネルギー設備の導入を行う中小企業等に対して、CO<sub>2</sub>排出削減の第三者機関による認証を受けることを条件に、当該省エネルギー設備導入に必要な費用の一部を補助するもの。ただし、補助を

受ける中小企業等事業者は、事業者の負担にて、CO2 排出削減量の第三者機関による認証を受けなければならない。

## **5. 中小企業向け健康保険制度に対する国庫補助の引き上げ**

中小企業向け健康保険制度(全国健康保険協会)については、国庫補助の割合が13%から16.4%へと引き上げられたものの、賃金水準の落ち込みと医療費の増加により、平成22年度の平均保険料率は8.20%から9.34%に引き上げられた。保険料率の引き上げによる大幅な負担増は、中小企業の倒産や雇用の悪化を招きかねないことから、全国健康保険協会の財政状況を改善し、安定した中小企業向け健康保険制度とするため、速やかに国庫補助の割合を法律本則の上限(20%)に引き上げられたい。

## **6. 地域社会の安全を確保するための耐震化・無電柱化の推進**

安定した経済活動を営むためにも災害に対する安全性の確保は不可欠である。来るべき首都直下地震に備えるうえでも、学校、病院などの公共施設や一般住宅の早急かつ確実な耐震化を進めるとともに、災害発生時に緊急車両の通行の妨げとなる電柱の地中化促進を図るため、以下の支援をお願いしたい。

- ①公共施設の耐震化促進、民間建築物の耐震化促進に向けた耐震補強費用への補助拡充
- ②安全だけではなく都市景観の観点からも、幹線道路のみならず、区道等の生活道路を含めた電柱地中化の推進に向けた自治体への補助拡充

## **7. 社会資本の長寿化のための計画的なメンテナンス**

既存の上下水道・道路・橋梁などのインフラは長期的に使用することが前提となっており、そのためには、適正なタイミングによる点検・調査、保守管理を行うことが必要である。計画的なメンテナンスと必要な予算の拡充をお願いしたい。また、優良な社会資本整備と中小企業の技術力を向上させる目的から、技術力を重視した評価が図られるように入札制度を整備いただきたい。

## **8. 経営改善普及事業予算の安定的確保への指導**

わが国の事業所数の約87%を占める小規模事業者は、社会・経済構造の変化等を原因に、表面化する経営上の課題も多角化し、経営資源も少ないため、自助努力だけでは経営課題への対応が困難である。小規模事業者の経営基盤の安定を図るため、商工会・商工会議所が実施している経営改善普及事業の予算を安定的に確保するよう、都道府県への指導をお願いしたい。

平成22年度第5号 平成22年7月8日 第617回常議員会決議
---------------------------------------

以上